

○南魚沼市共催名義等の使用承認に関する事務取扱要綱

平成17年6月10日

告示第169号

改正 平成19年3月30日告示第56号

平成23年3月28日告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、国、地方公共団体及び民間団体等（以下「主催者」という。）が市長の承認を得て南魚沼市の共催、後援、推薦及び協賛の名義（以下「共催名義等」という。）を使用して行う行事の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(共催名義等の区分)

第2条 共催名義等の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担するもの
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するもの
- (3) 推薦 映画、演劇、出版物等で教育的・文化的価値があるものについて広く市民に対し薦めるもの
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛意を表するもの

(承認の基準)

第3条 市長は、共催名義等の使用承認の申請に係る行事が、次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該行事の共催名義等の使用を承認するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 当該行事の目的、規模、対象者等を総合的に判断して南魚沼市の施策の推進に寄与すると認められるもの
- (2) 当該行事が公序良俗に反しないものその他社会的非難を受けるおそれのないもの
- (3) 当該行事が宗教的又は政治的色彩を有しないもの
- (4) 当該行事が私的な利益を目的としないもの
- (5) 主催者の存在が明確であり、行事遂行能力が十分にあると認められるもの

(6) 当該行事の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置の講じられているもの

(7) 営利、販売及び売名を伴わないもの

(申請の手続き)

第4条 共催名義等の使用承認を受けようとする主催者は、事業を実施する1箇月前（募集を行う場合は、募集開始の1箇月前）までに、共催名義等使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該行事に係る共催名義等の使用の承認の可否について審査し、その結果を共催名義等使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、10日以内に主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は、共催名義等の使用を承認する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 承認期間は、承認した日から当該行事終了の日までとし、6箇月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は行事の性格上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 共催名義等を表示した印刷物等を作成する場合は、事前に市長の確認を受けること。

(3) 前条の承認後において行事計画に変更があった場合は、共催名義等使用変更届（様式第3号）により、直ちに市長に報告すること。

(4) 行事終了後は、10日以内に共催事業等実施報告書（様式第4号）により、その旨を市長に報告すること。

(5) 次条の規定により共催名義等の使用の承認が取り消された場合は、共催名義等を表示した印刷物等を直ちに撤去し、又は共催名義等を削除すること。

(6) その他必要と認める事項

(承認の取消し)

第7条 市長は、共催名義等の使用承認を受けた主催者及び当該行事が承認の基準に反していると認めた場合は、共催名義等使用承認取消通知書（様式第5号）により、当該承認を取り消すものとする。

(市の免責)

第8条 共催名義等の使用及び取消しによって生ずる損害については、南魚沼市は一切の責任を負わない。

(事務処理)

第9条 共催名義等の使用の承認等の事務は、秘書広報室において処理する。

(平19告示56・平23告示55・一部改正)

(その他)

第10条 その他、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会への準用)

第11条 南魚沼市教育委員会の共催、後援、推薦及び協賛の名義を使用して行う行事の事務取扱に関しては、前各条の規定を準用する。この場合において、「南魚沼市」とあるのは「南魚沼市教育委員会」と、「市長」とあるのは「南魚沼市教育委員会」と、「秘書広報室」とあるのは「学校教育課」、「社会教育課」又は「子ども・若者育成支援センター」と読み替えるものとする。

(平23告示55・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第56号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

<p>共催名義等使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 南魚沼市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 役 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔連絡責任者 電 話() — 〕</p> <p>次の事業に係る南魚沼市の共催名義等の使用承認を受けたいので申請します。</p>	
名義使用区分	共催 後援 推薦 協賛
事業等の名称	
事業の目的	
事業の内容	
開催場所	
開催期間	自： 年 月 日() 午前・後 時 分から 日間 至： 年 月 日() 午前・後 時 分まで
参加対象及び 予 定 人 数	
入 場 料	有(1人 円) 無

[添付書類]

- 1 団体の規約、会則等
- 2 事業内容が明記された計画書、趣意書等(チラシ又はポスターでも可)
- 3 収支計画書

様式第2号(第5条関係)

承認番号 第 号

共催名義等使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

南魚沼市長



年 月 日付で申請のありました南魚沼市共催名義等使用承認について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業等の名称	
使用承認区分	共催 後援 推薦 協賛
決定事項	1 承認する
	2 不承認とする 〔理由〕
承認条件	① 名称の使用権の譲渡又は転貸は認めません。 ② 承認の条件に違反した場合その他共催等を行うにふさわしくない事態が生じた場合は、承認を取り消すことがあります。 ③ 事業の経費は、すべて主催者の負担となります。 ※ 補助金等を予算化している場合には直ちに届け出てください。 ④ 事業計画を変更した場合は直ちに届け出てください。 ⑤ 事業終了後は速やかに(10日以内)に報告を行ってください。

様式第3号(第6条関係)

共催名義等使用変更届

年 月 日

(あて先)
南魚沼市長

申請者

住 所
団 体 名
役 職
氏 名

〔連絡責任者
電 話() — 〕

次の事業について変更が生じたので届け出ます。

事業等の名称	年 月 日 承認番号 第 号
	変更の内容

様式第4号(第6条関係)

共催事業等実施報告書	
年 月 日	
(あて先) 南魚沼市長	<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 役 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔連絡責任者 電 話() ー〕</p>
共催名義等の使用承認を受けた事業等が終了したので次のとおり報告します。	
事業等の名称	
開催期間	自： 年 月 日() 午前・後 時 分から 日間 至： 年 月 日() 午前・後 時 分まで
参加人員	
事業の成果	

(添付書類)
収支決算書

様式第5号(第7条関係)

年 月 日
第 号

様

南魚沼市長



共催名義等使用承認取消通知書

年 月 日付け第 号で承認した南魚沼市名義使用承認について次の理由により取り消しましたので通知します。

取り消しの理由

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)